

平成 29 年度冬季労働災害防止運動実施要綱

松本労働基準監督署

1 趣旨

例年、松本署管内においては冬季間に労働災害が多発しており、特に 1 月に著しく増加する傾向がある。

労働災害を減少させるためには、最も労働災害が発生する冬季間の労働災害を防止することが重要な課題である。

このため当署では、安全衛生関係団体等と連携し、事業場における自主的な安全衛生管理活動の一層の推進と冬季労働災害の防止を目指して「平成 29 年度冬季労働災害防止運動」を実施する。

特に、冬季労働災害の大多数を占める転倒災害防止を重点目標に掲げて運動を展開する。

2 重点目標

転倒災害を中心とした冬季災害の防止

3 実施期間

平成 29 年 12 月 15 日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

4 主唱者

松本労働基準監督署

5 実施者

管内各事業場とする。

なお、安全衛生関係団体等においては、これら事業場における活動を支援するものとする。

6 主唱者の実施事項

- (1) 冬季労働災害の防止に関する安全広報資料等の作成及び配布を行う。
- (2) 関係行政機関、各種団体等に対して協力要請を行う。
- (3) 安全衛生関係団体等の実施事項について指導援助する。
- (4) 事業場に対する各種指導時等に、冬季労働災害防止対策の実施について指導する。
- (5) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (6) 広く本運動の周知を行う。

7 実施者の実施事項

- (1) 事業場

ア 安全衛生活動の活性化

- (ア) 本運動の趣旨及び実施事項の周知を図り、労使による自主的な安全衛生活動を推進する。

- (イ) 安全衛生委員会等において、冬季労働災害防止対策について審議し、対策を検討する。
- (ウ) 経営首脳者、安全スタッフ等による職場の安全総点検を実施し、改善を要する事項については確実に改善を行う。
- (エ) 労働者に冬季労働災害防止対策に関する安全教育を実施し、就業に当たって必要な知識を付与する。

イ 凍結・積雪による転倒災害の防止

- (ア) 例年冬季に、凍結・積雪を原因とした転倒災害が発生しており、特に、建物の玄関・出入り口の周辺、傾斜のある通路、駐車場、屋外にある階段や渡り廊下、ゴミ捨て場周辺で発生していることから、これらの場所において重点的に対策を講ずること。
- (イ) 作業通路・移動通路等には凍結・積雪を防止する対策を講ずること。
また、当該場所の凍結・積雪を確認した場合には、直ちにこれを排除するか、立ち入り禁止の措置を講ずること。
- (ウ) 作業通路・移動通路において、段差、側溝等の凹凸が積雪により隠れ、つまずきの危険がある場合にはポール等の標識の設置等により注意喚起を行うこと。
- (エ) 屋外の階段には滑り止めを設けること。
- (オ) 凍結が予想される場所には、凍結防止剤を散布すること。
- (カ) 滑りにくい靴を着用するとともに、靴底面のすり減り具合等も適宜確認すること。
- (キ) 転倒のおそれのある場所では、上着やズボンのポケットに手を入れたまま歩行しないこと。
また、当該場所においては、携帯電話等を通話したり、操作しながらの歩行（いわゆる「歩きスマホ」）は厳に禁止すること。
- (ク) 作業前にラジオ体操等を実施しウォーミングアップすることや、普段から足腰を動かす「転倒防止体操」の実施も有効であること。
- (ケ) 凍結・積雪により転倒のおそれがある場所を調べ、職場内の「危険マップ」を作成する等、危険の「見える化」の取り組みも重要であること。
- (コ) 凍結・積雪によるヒヤリ・ハット事例や上記(ケ)の「危険マップ」を活用する等により、転倒災害の危険性を含めたリスクアセスメントを実施すること。

ウ 建物の屋根などの除雪作業における墜落等の労働災害防止

- (ア) 気象条件に十分注意し、大雪、大雨、強風等の場合や、気温の急激な上昇等気候の変化の直後は作業を行わないこと。
- (イ) 屋根上での除雪作業に際しては、作業場所に開口部・天窓・スレート部分など、墜落・転落・踏み抜きの危険箇所がないか確認すること。
- (ウ) 屋根への昇降用に移動はしごを使用する場合は、十分な長さのものを使用し、上部の固定等により、転位（はしごが横に倒れる、接地部分の滑動など）の防止措置を講ずること。
- (エ) 墜落の危険のある高さ2メートル以上の屋根上、又は、はしご上で除雪作業を行う場合は、親綱等を設け、安全帯を使用し、墜落・転落を防止すること。
- (オ) 屋根上での除雪作業に際しては、屋根の先端を識別できるようにして、屋根の先端には近

づかないようにすること。

- (力) 屋根上での除雪作業に際しては、同場所の軒下に立ち入り禁止措置を講じ、屋根上と軒下の同時並行作業は行わないこと。
- (キ) 屋根上での除雪作業に際しては、墜落時保護機能を有した保護帽を着用すること。
- (ク) 軒先からせり出している雪や氷は、可能な限り地上の安全な場所から除去すること。

エ 上記ウを除く屋外での除雪作業における労働災害防止

- (ア) 大雪や吹雪等の悪天候時には作業を行わないこと。
- (イ) 除雪中に視界が悪くなったときには作業を中止すること。
- (ウ) 除雪作業に際し、事前に墜落・転落の危険箇所や障害物等がないか確認すること。
- (エ) 路肩等から転落の危険がある場合には、ポール等の標識を設置すること。
- (オ) 除雪車・除雪機械等の転倒や逸走、滑動を防止するため、除雪する場所における床面の凹凸や傾斜、障害物の有無について確認し、作業方法を検討すること。
- (カ) 除雪車・除雪機械等を使用する場合は、同機械との接触を防止するため、運転時の周囲の確認を徹底するとともに、立ち入り禁止措置等の対策を講ずること。必要に応じ誘導者を配置し、誘導者には、運転者が容易に認識できるよう、色彩の服装を着用させる、旗を持たせる等の対策を講ずること。
- (キ) 除雪車等の回転部分（オーガやチェーン等）に冰雪等が詰まったときは、機械を完全に停止してから冰雪を除去すること。
排雪口等に詰まった冰雪を取り除こうとしたところ、エンジンを停止していたにもかかわらず冰雪を除去した直後に回転部分が動き出し、手指を切断する重篤な災害事例も報告されていることから、当該部分に詰まった冰雪を手でかき出す等の行為は厳に禁ずること。
- (ク) 長期間使用していない除雪機械を使用する場合は、作業前の点検及び操作方法の確認を行うこと。

オ 建設工事現場における積雪を原因とした倒壊等の労働災害の防止

- (ア) 足場、架設通路等の仮設物が積雪により倒壊することのないよう、緊結箇所や壁つなぎ等を点検するとともに、適切な時期に除雪を行うこと。
- (イ) 仮設物から積雪を除去する際には、必ず安全帯を使用し、滑りにくい靴を着用するとともに、上層から下層に向けて作業を行うこと。
なお、上層での作業の場合は下層等に立入禁止区域を設定し、労働者の立ち入りを禁止すること。
- (ウ) 急激な積雪により仮設物が倒壊するおそれがある場合は、労働災害の発生を防止するため、高所作業車を使用する等により倒壊のおそれのある仮設物に労働者を近づけない方法による除雪を実施すること。

カ スリップ等による交通労働災害の防止

- (ア) 気象情報を踏まえた適切な走行計画を作成し、運転者に安全な走行速度を遵守させること。

- (イ) 冬用タイヤ等、路面の凍結・積雪状況を踏まえた適切な装備を装着し、運転者に対しては、安全運転の徹底に加え、急ハンドル、急ブレーキ、急発進を行わないよう周知し、スリップ事故を防止すること。
- (ウ) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく次の措置を徹底すること。
 - ・ 十分な睡眠時間の確保などを含めた適正な労働時間の管理及び走行管理を行うこと。
 - ・ 異常な気象、豪雪等により安全な運転の確保に支障が生じるおそれのある場合は、安全な運転の確保を図るため、運転者に対する必要な指示を行うこと。
通常の運行経路を再点検し、より安全な経路へ一時的に変更することも有効であること。
 - ・ 異常な気象、豪雪等が発生した場合は、その状況を的確に把握し、運転者に対して迅速に伝達するよう努めること。その際、必要に応じて、走行を中止し、又は安全な場所での一時待機、徐行運転を行わせる等の適切な指示を行うこと。
- さらに、運転者には、適宜事業場と連絡をとらせ、その指示に従わせること。

(エ) 時間に余裕をもって走行できるよう、適切な運行計画を作成すること。

キ 雪崩災害の防止

- (ア) 雪崩のおそれのある場所には休憩場所等を設けないこと。
- (イ) 作業の中止・待避等を判断する者を指名するとともに、雪崩が発生した場合の連絡方法を定めておくこと。
- (ウ) 気象観測機関から情報収集を行い、雪崩の発生が予想される場合は作業、輸送及び通行を禁止すること。
- (エ) 大雪又は雪崩に関する注意報、警報が発令された場合は作業を中止すること。

ク 内燃機関・練炭等による一酸化炭素中毒の予防

- (ア) 一酸化炭素中毒の危険性・有害性及び注意事項を関係労働者に周知すること。
- (イ) 火気使用場所の換気を十分に実施すること。
- (ウ) 作業場所や休憩施設の暖房器具には、原則として練炭を使用しないこと。
- (エ) 一酸化炭素中毒の危険のある場所への立ち入りを禁止すること。
やむを得ず立ち入る場合には、一酸化炭素濃度・酸素濃度の測定及び換気の実施、呼吸用保護具の着用を徹底すること。
- (オ) 屋内においては、時間の長短にかかわらず、内燃機関を使用しないこと。
また、内燃機関の排気ガスが、労働者のいる屋内等に入り込まないようにすること。

(2) 安全衛生関係団体・事業者団体等

- ア 会員事業場に対し、本運動の周知啓発を行う。
- イ 会員事業場の経営首脳者に対し、自ら率先して労働災害防止活動に努めるよう要請する。
- ウ 会員事業場の実施事項について、必要な指導援助を行う。
- エ 会員相互による安全パトロール、安全講習会等を実施する。
- オ 各種講習や教育の場を活用し、本運動における労働者の役割等の周知を図る。